



くっちゃん子をみんなで育てる条例

略称「くっちゃん子条例」の概要

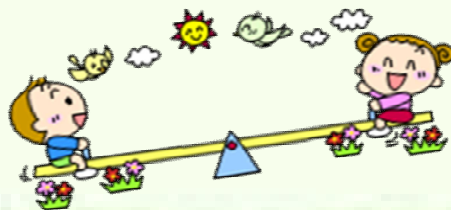
誰もが明日への希望を
持ち続けることができる“まち”を

私たちは、「くっちゃん子」がふるさとのシンボル
羊蹄山と二セコ連峰に見守られ、育つ・育てる喜びを
地域みんなで分かち合える“まち”をつくります。

条例の目的（第1条）

これらの取組を推進するために、「くっちゃん子条例」を制定します。

- 妊娠、出産及び子育てまでの切れ目のない支援
- 豊かな自然環境、国際色豊かな教育環境等を活かした一環した施策
- まち全体で子育て・子育てを行う環境づくり
- くっちゃん子が明るく健やかに生まれ育ち、「この町に住んで良かった」と感じ、「ふるさと倶知安」で夢を持って住み続けられるまちづくり



くっちゃん子 って ？

倶知安で生まれたこども、倶知安で育ったこども、倶知安に通学しているこども、すべてが「くっちゃん子」です。

移住者、転勤者、外国人が多い町ですが、この町で育つ「くっちゃん子」が夢と希望を抱き、この地を「ふるさと」として愛することができるよう地域社会全体で子育て施策を推進します。

基本理念（第3条）

こどもや子育て家庭への施策は、次のとおり地域社会全体で推進します。

- こども基本法（令和4年法律第77号）の6つの基本理念を踏まえて、取組をすすめます。
- こどもがそれぞれの良さや可能性を活かした夢と希望を抱き、未来を担う大人に成長することができるように、その学びと育つ力が伸ばされ、人とのかかわりを大切にして主体的に考え、行動していく力を育みます。
- 保護者が、まっすぐな気持ちでこどもと向き合い、愛情を持ってこどもを育て、こどもの成長とともに喜び、実感できるように配慮します。
- 保護者、地域住民、学校等、事業者と町は、それぞれの役割や責務に応じて主体的な取組を行い、お互いに連携して、こどもが健やかに育つことができるための環境を整えます。



町

こどもに関する計画を立て、それを進めるために、福祉、保健、教育その他の関連する分野で、総合的に切れ目なく取り組みます。

そして、保護者、地域住民、学校等及び事業者と連携し、またはそれぞれが連携しあうことができるよう支援します。

学校等

こどもと対等・平等であることを基本に、こどもが考える力、創造力等を身に付け、集団生活の中で他の人を尊重し、社会性等を身に付けることができるようにその成長を支えます。

また、支援が必要なこどもの早期発見とその支援を行います。



大人の役割（第4条～第8条）



保護者

こどもの人格を尊重し、発達の段階に合わせてその成長を支えます。こどもが心身ともに安らぐことができるような家庭環境づくりと、こどもが「早く大人になりたい」と感じられるような自らの人生設計に努めます。

地域住民

こどもが安心して生活できる地域環境づくりや、こどもを育てることについて保護者に知識を与え、交流の機会をつくる等の支援をします。

事業者

子育てに関する活動、事業、こどもの主体的活動に協力し、子育て中の従業員が子育てと仕事を両立できるよう雇用環境の整備を行います。

町が行う取組（第9条～第16条）



- こどもの主体性をはぐくみ、主体的活動を支援します。
町内会活動、スポーツ団体・少年団活動、文化芸術活動
- こどもの健康の保持・増進に努めます。
健診事業、産後ケアの充実
- こどもが健やかに育つための生活環境、教育環境づくりを行います。
道路・公園整備、防犯、教育大綱に基づく教育の充実
- こども同士の関わり合い、多様な体験の機会づくりを行います。
ワンダーキッズ、スキーリフト券配付、イングリッシュキャンプ

- 子育て家庭に対する子育てに係る負担の軽減を行います。
医療費助成、給食費助成
- こどもの成長段階に応じた相談支援体制の充実を図ります。
子育て相談室
- 「孤育て」とならないよう地域社会の子育て機能を向上します。
子どもの居場所づくり、コミュニティスクール、多様な保育体制の整備
- 支援が必要なこども、その家庭への支援体制を整備します。
障がい、虐待、いじめ、不登校・ひきこもり等に関する取組
- 本条例をまち全体で推進するため、町民の理解・関心を深めるための取組を行います。

